

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第61号 概要

①件名	検挙後の処分をしない処分を示す記録公文書及びその不処分理由に係る不開示決定（不存在）に対する審査請求について
②開示請求年月日	平成29年7月31日（受理：平成29年8月1日）
③実施機関	沖縄県警察本部長（警務部広報相談課）
④決定年月日	平成29年8月4日（沖生保第2713号）
⑤決定内容	保有個人情報不開示決定（不存在）
⑥決定理由	当該開示請求に係る公文書は作成・取得していないため、不開示決定をするもの。
⑦審査請求年月日	平成29年10月30日（受理：平成29年10月31日）
⑧審査請求の趣旨	不開示決定に不服があるので審査請求を行う。
⑨審査請求理由要旨	実施機関たる沖縄県警察本部長は、審査請求人の求める個人情報を開示すべく自浄的速やかに対処すべきである。
⑩諮問年月日	平成29年12月21日（沖公委（広相）第39号）
⑪答申年月日	平成30年9月4日
⑫答申内容	<p>○審査会の結論</p> <p>沖縄県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った平成29年8月4日付け沖生保第2713号の保有個人情報不開示決定については妥当である。</p> <p>○審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 本件対象公文書の存否について</p> <p>審査会において実施機関に確認したところ、嘉手納警察署生活安全課において、本件は軽犯罪法の構成要件に該当せず、立件できないと判断し、口頭で署長まで説明して捜査を打ち切ったとのことであり、本件対象公文書は不存在だったことを確認した。</p> <p>(2) 審査請求に至る経緯について</p> <p>実施機関は、検挙後の処理がどのようになっているか、1年間も本人へ事情説明しておらず、審査請求人が検挙後の自身の処分に対する憂慮から審査請求に至った経緯については理解できるものである。</p> <p>(3) 妥当性の判断</p> <p>しかしながら、本件対象公文書は不存在であったことから、実施機関の判断は妥当であると認められる。</p>